

# 認定都市プランナーの更新登録について

2017.7.19

認定都市プランナー制度運営委員会 佐伯 直

## ■施行規程 第18条

(登録の有効期間及び登録の更新)

第18条 登録の有効期間は**合格の通知の日から4年間**とする。

2 合格の通知をした日から4年以降に登録を行おうとする者は、第4項を適用する。

3 登録の更新を受けようとする者は登録満了の日までに登録の更新について申請を行わなければならない。

4 前項の更新の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 前登録日以降における登録した**専門分野に関する実務の実績に関する書類**

(2) 前登録日以降に取得した**都市計画CPDのポイント数を証する書面**

(3) 前登録日以降における**社会貢献活動等の実績に関する書面**

5 前項の申請があった場合評価委員会は、規則において定める審査基準に基づいて審査を行う。

6 評価委員会の判定に基づき更新手続きを了した者には、登録証が再交付され、登録簿にその旨登録される。

## ■施行規則 第19条

(登録更新審査基準) 注) 必要単位数のカッコ内は認定 准都市プランナー

第19条 施行規程第18条第5項に定める登録更新の審査基準は、次のとおりとする。

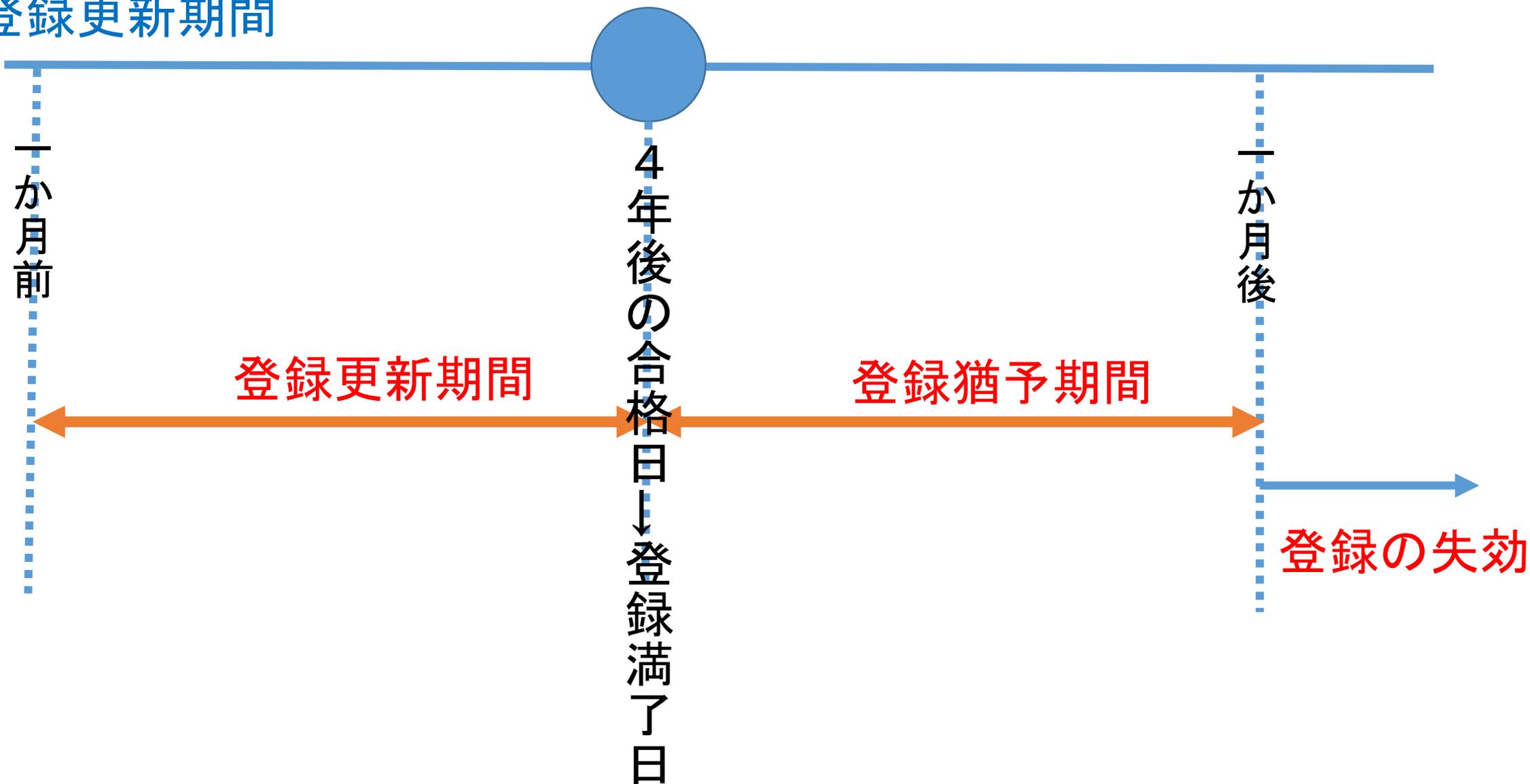
### ア 認定都市プランナー

- ①認定都市プランナーにふさわしい**実務実績、自己研鑽、社会的活動を積み重ねていること**
- ②都市計画CPDの単位を、前登録日から100単位（50単位）以上取得していること。  
なお、**本制度独自のものとして、下記のような実績、社会的活動等に対し、見なしCPDポイントを付与するものとする。**
  - 1) 都市計画コンサルタント優良業務登録事業において、発注自治体による業務評価で☆印、または☆☆印を得た業務の主担当技術者は、1件当たりのCPD単位数を20単位とみなす。
  - 2) 業務外の活動等による社会貢献活動は、年当たりCPD単位10単位と見なすことが出来る
  - 3) 公益社団法人日本都市計画学会と共同して実施している「都市計画の実務に係る発表会」の発表者は、1回につきCPD単位10単位と見なすことが出来る。またそこで優秀賞を得た場合は20単位と見なすことが出来る。

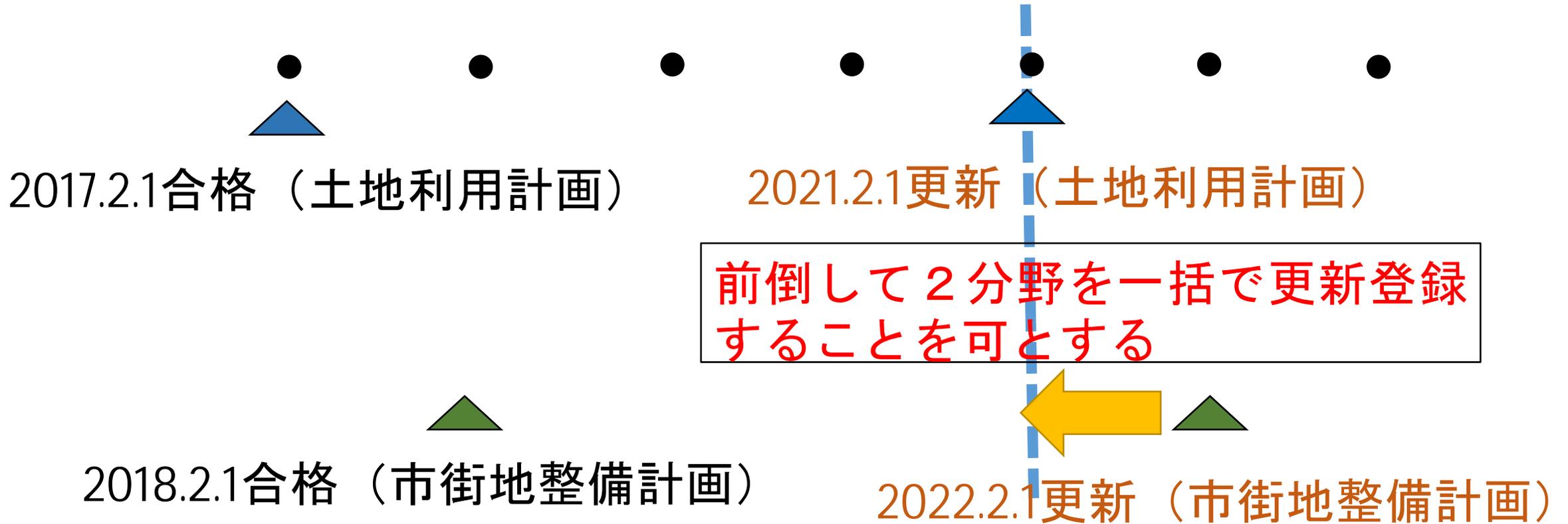
## ■具体的な運用にあたって

※以下は運営委員会にて現在検討中のものです

### ●登録更新期間



## ●複数分野の更新登録



- 複数分野の同時更新の場合、登録更新料を割り引くことを検討。

## ●建設系CPDとの関係

他の建設系CPDにおいて取得したポイントは、更新登録申請の際には都市計画CPDに一元化して、取得単位登録・確認・証明書を添付する。

## (参考) 建設系CPD協議会について

### ■建設系CPD協議会加盟団体（会員） 平成15年7月25日

(公社) 空気調和・衛生工学会、(一財) 建設業振興基金、(一社) 建設コンサルタンツ協会、(一社) 交通工学研究会、(公社) 地盤工学会、(一社) 森林・自然環境技術者教育会、(一社) 全国上下水道コンサルタント協会、(一社) 全国測量設計業協会連合会、(一社) 全国土木施工管理技士会連合会、(一社) 全日本建設技術協会、土質・地質技術者生涯学習協議会( (一社) 全国地質調査業協会連合会)、(公社) 土木学会、(一社) 日本環境アセスメント協会、(公社) 日本技術士会、(公社) 日本建築士会連合会、(公社) 日本コンクリート工学会、(公社) 日本造園学会、(公社) 日本都市計画学会、(公社) 農業農村工学会

## ■建設系CPD協議会相互協力協定書

(CPD単位の承認)

第2条 構成団体は、CPD単位の付与に関して独自の教育分野や教育形態の体系を持っていることから、構成団体は相互にそれを尊重するものとする。

2 構成団体間でCPD単位を相互に利用する場合には、それぞれの構成団体が発行するCPD記録登録証明書などに記載された取得CPD単位や履修記録を自らの体系に従って単位換算することもできるものとする。

(CPD記録の証明)

第3条 構成団体は、他の構成団体に属する会員やCPDプログラムの履修に限定して会員に準ずる資格を有した者が希望すれば、その構成団体が行うプログラムに参加したことの証明を行うものとする。